

第2回 規約検討委員会の概要

日時：平成25年11月7日（木）13：30～17：00

場所：農林水産省生産局第2会議室

出席：関係団体

（全日本畳事業協同組合（2名）、全国い製品卸商業団体連合会、全国畳材料卸商組合連合会、全日本JIS畳床工業協同組合、全日本ISO畳振興協議会（2名））

：オブザーバー

（日本繊維板工業会、押出発泡ポリスチレン工業会、極東産機株式会社、農林水産省）

議事概要：

1 畳類公正競争規約原案の読み合わせ

畳類公正競争規約原案を逐条で検討を進め、

- ・第1条、第2条、第6条については原案で問題はない。
- ・第3条の畳床の記載については、JIS規格の畳床しか認められないように読めてしまうが、JIS認定を受けているものだけが適用範囲ということではないので、表現を検討すべき。
- ・第4条第2項の「事業者」は生産者、流通業者も含めるように記載すべき。
- ・第4条第4項の畳製作技能士では「厚生労働大臣より」と記載しているが、1級技能士の認定は厚生労働大臣、2級技能士の認定は各都道府県知事になるので、2級も含める趣旨から、「厚生労働大臣または都道府県知事」にすべき。
- ・第4条第4項の「技能士章」は「技能士証」に修正すべき。
- ・第4条第4項から第6項に関連して、資格の記載については、この項目に定義する以上に資格が多岐に渡っていることもあり、追加項目として自由に記載できるようにすべき。
- ・第4条第7項の表面加工について、「天然染土」とはなにか明確にすべき。
- ・第5条第2項において、非JASの場合、「おおむね何等に相当するかの目安を表示」することとなっているが、JAS格付け機関の認定を受けていない人が自己申告でJASの格付けのランク相当を決めることになりかねないため、問題ではないか。
- ・ランクのあり方については協議会が設立された後に専門部会で検討することも考慮すべき。
- ・畳床の製造国名について、畳床は、現在ほとんどが日本産なので、記載からは省くべき。
- ・第7条第1項第1号オの「QRコード」はいわゆるJAやつしろのQRコードタグ

であるので、「QRコードタグ」と修正すべき。

等の意見が出された。

2 豊類公正競争規約原案第7条（トレーサビリティ等）の検討

豊類公正競争規約原案の検討のうち、トレーサビリティ等について、検討が進められ、

- ・ 豊店の立場からは、生産者や流通の顔が分かっていると消費者も安心する。
- ・ 豊表の出荷にしても、JAを経由するもの、しないものもあり多岐にわたる。ロット番号なしで、トレーサビリティを確立することはできるのか。
- ・ トレーサビリティが現状でできているとは言えない面があるかもしれないが、今後、その仕組みを構築すべき。現状の流通形態を考慮すると梱包用紙で管理というのは現実的でなく、納品書なり伝票でトレーサビリティ管理すべき。
- ・ 少なくともトレーサビリティの仕組みと表示については分けて考えるべき。
- ・ 増加している化学表については、範囲に含めるべきではないか。

等の意見が出された。

3 次回の日程について

- ・ 11月21日（木）午後開催予定。